

公売の条件等

別紙2

買受人の制限・資格	国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者は、買受人となることはできません。 公売財産が農地等の場合は、農業委員会等から交付された「買受適格証明書」が必要となります。
公売への参加制限	国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)第1項の規定に該当する者は、公売への参加を制限します。 国税徴収法施行規則第1条の2(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定により、公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その代表者)は、以下のいずれにも該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。 (1) 公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))または暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団員等」という。)であること。 (2) 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとするもの(公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。 なお、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可を受けて事業を行っている者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。
公売保証金の納付	公売保証金の納付を必要とする財産については、公売保証金を納付した後でなければ、入札をすることはできません。 公売保証金は、令和8年10月26日(月)から令和8年11月13日(金)までに、現金で入札書提出場所にて納付していただくか、指定する金融機関の口座へお振り込みください。なお、口座振替の際の振込手数料などは入札者等の負担になります。
入札	所定の入札書は、売却区分に応じて入札価額を記載し、公売公告記載の入札期間内(開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで)に洪川市役所納税課に提出するか、郵送での入札を受け付けます。ただし、郵送の場合は公売公告記載の入札期間内に到達したものに限りです。 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しすることはできません。 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出するといずれの入札書も無効となります。 代理人が入札をする場合は、所定の「委任状」を提出していただきます。(例:法人の従業員等代表権限を有しない者が法人名で入札する場合等) 数人が共同して入札する場合は、所定の「共同入札代表者等の届出書」を提出していただきます。
開札	入札書は、1人以上の入札者又はその代理人の面前で開札します。ただし、開札の日時・場所において、入札者又はその代理人が1人もいないときは、洪川市長が指名した者を立会人として開札します。
最高価申込者の決定	入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者(落札者)とします。
追加入札	最高価額の入札者が2人以上あるときは、同価の入札者間で期日入札による追加入札を行い、追加入札の価額がなお同価であるときは、くじで最高価申込者を決定します。なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることを要します。 【追加入札を行う場合の実施日程等】 (入札日時)令和8年11月17日(火)午前10時00分から令和8年11月17日(火)午前10時10分まで (入札会場)洪川市役所西棟入札室 (開札日時)令和8年11月17日(火)午前10時11分 (売却決定日時)令和8年12月2日(水)午前10時00分 (売却決定場所)洪川市役所納税課 (買受代金納付期限)令和8年12月2日(水)午後2時30分
次順位買受申込者の決定	最高価申込者に次ぐ入札者(見積価額以上で、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上の者)で、次順位による買受申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。次順位による買受申込みが2人以上あるときは、くじで次順位買受申込者を決定します。 次順位買受申込資格者に該当した場合の申込みを希望する場合は、入札書の該当項目への記入を行ってください。なお、次順位による買受申込みは、最高価申込者の決定後直ちに行います。
再度入札	入札者がいないとき又は見積価額以上の入札者がいないときは、再度入札は行いません。
調査の囑託	最高価申込者及び次順位買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を群馬県警察本部へ囑託します。 売却決定の日時まで、最高価申込者及び次順位買受申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可を受けて事業を行っている者で、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを陳述書に添付した者は、調査の囑託の対象となりません。
売却決定	最高価申込者に対する売却決定は、公売公告に記載した売却決定の日時に行います。次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。 なお、売却決定通知書は、買受代金完納確認後かつ売却決定後に買受人に交付します。 買受代金は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額とします。
買受代金の納付	買受人は、公売公告記載の納付期限(次順位買受申込者に対して売却決定があったときは、その売却決定の日から起算して7日を経過した日)までに買受代金(当該物件に係る公売保証金を控除した額)の全額を洪川市が指定した方法で一括納付していただきます。
公売保証金の返還	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に指定された金融機関の口座へ振込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を完納した後に返還します。 公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたことにより、最高価申込者等の決定又は売却決定が取り消されたときは、最高価申込者等又は買受人が納付した公売保証金は返還します。 いずれの場合も振込手続の関係上、指定された口座への入金には4週間程度を要する場合があります。
権利移転の時期等	権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。したがって、買受代金完納後において、その財産上に生じた毀損又は焼失等損害は、権利移転の登記手続の既未済又は現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人の負担となります。 なお、農地等の所有権移転については、農業委員会等による許可又は届出の受理を受けなければ、その効力を生じません。
公売処分による不動産登記の手続等	公売処分による不動産登記の手続きは、買受人の請求により洪川市長が行うため、買受人は、所定の「公売処分による登記請求書」その他必要書類及び登録免許税額の領収書を提出していただきます。詳細は公売終了後に説明します。なお、洪川市は、不動産の引渡しの義務は負いません。前所有者又は占有者の立ち退き、前所有者からの鍵などの引き渡し等は、すべて買受人自身が行っていただきます。不動産内(上)の動産の処理は、処分(引取)に関する当該動産の所有者の同意がある場合を除き、当該動産の所有者と協議してください。
最高価申込者等の決定の取消	最高価申込者又は次順位買受申込者の決定後、売却決定前に公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、又は国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)第1項の規定に該当したときは、最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を取り消します。
売却決定の取消	買受代金完納前に公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、又は買受人が買受代金を納付期限までに納付しないときその他取消すべき事由があるときは、売却決定を取り消します。
公売保証金の洪川市への帰属	買受人が買受代金を納付期限までに納付しないため売却決定が取り消されたときは、その処分を受けた者が納付した公売保証金は、公売に係る徴収金に充てます。 国税徴収法第108条第2項(最高価申込者等とする決定の取消)の規定により最高価申込者等の決定が取り消されたときは、その処分を受けた者が納付した公売保証金は洪川市に帰属します。